

## 自動販売機設置者の募集について

- 1 設置場所 山口市役所本庁舎3階フロア北側
- 2 設置台数 1台
- 3 目的 清涼飲料水販売のため（アルコールを含まないものに限る）
- 4 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 応募資格 次の全ての要件を満たす法人又は団体
- （1）山口市内に事務所を有し、山口市の概ね全域を活動範囲とする包括団体であること。
- （2）次のいずれかに該当すること。
- ア 母子及び寡婦福祉法第25条の規定による配慮の対象となる者として同法に定める母子・父子福祉団体（母子・父子福祉団体と連携し同一目的のもと活動している団体を含む。）であること。
- イ 身体障害者福祉法第22条の規定による配慮の対象となる者とされる法人又は団体であること。
- （3）次のいずれにも該当しないこと。
- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者  
なお、ここでいう「団体」とは法人でない団体のうち、次の全ての要件に該当するものをいう。
- （1）団体としての組織を備えていること。
- （2）多数決の原則が行われていること。
- （3）構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続していること。
- （4）その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること。
- 6 使用料金 山口市土地建物使用料、貸付料算定要綱に基づき算定した使用料金を負担すること。  
((参考)令和7年度使用料金 34,500円/1ヶ月)
- 7 費用の負担 上記6使用料金のほかに次に掲げる費用を負担すること
- ① 設置又は撤去にかかる費用
- ② 機器が消費する電気料金
- ③ 電気子メーターの設置に係る費用
- ④ 製品の補充に係る費用
- ⑤ 空き容器類の引取り、処分にかかる費用
- ⑥ 販売機周辺の清掃にかかる費用
- ⑦ 市に明らかな過失がある場合を除き、機器が故障、破損並びに遺失した場合の復旧費用

- 8 提出書類 ①自動販売機設置希望 申込書  
②法人の場合は、登記事項証明書  
③任意団体の場合は、定款・会則等及び直近の決算書
- 9 書類提出先 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市総務課庁舎管理担当  
E-mail somu@city.yamguchi.lg.jp
- 10 書類提出期限 令和8年1月20日（火）必着
- 11 書類提出方法 メール、持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る）
- 12 資格の確認 「5 応募資格」に該当するか確認し、確認結果を2月上旬にメールで通知する。
- 13 その他の事項
- (1) 複数の応募があった場合は、くじにより設置者を決定する。くじを実施する場合は、山口市役所本庁舎で2月12日（木）10:00から行う。なお、対象者の都合が悪い場合は、別の日程で調整する。
  - (2) 設置者として決定した場合は、市が指定する期限までに「行政財産使用許可申請書」を提出すること。
  - (3) 自動販売機の設置、管理、撤去等に関して、団体が責任をもって実施すること。
  - (4) 条件に違反したとき、市において使用財産を必要とするときは、使用許可を取り消し、変更することがある。この場合に生じた損失を市は補償しない。
  - (5) 使用許可の取消又は使用期間満了のときは、設置場所を原状に回復すること。
  - (6) 使用財産を滅失又は毀損したとき、若しくは使用目的の工作物にて第三者に損害を与えたときは、損害額を賠償すること。
  - (7) 市の業務上支障となるときは、無償で移転すること。
  - (8) 使用目的の工作物で美観を損ねないようにすること。